

日農洋羽郡聯合會 郡農常役員 續求問題

日農洋羽郡聯合會にありては既報（報告第三七八號）の如く、郡農會に對し役員改選に當り會長若くは副會長を要求したるも全く無視せられた爲、五月十三日臨時大會を開催し遂に農會費不納を決議するに至つたのであるが、之れが地方自治並に治安上影響するところ尠からざるを憂へた所轄吉井警察署長に於て兩者の間に麻施したる結果、聯合會より一名（會計監督菊竹東造）を郡農會特別議員に選任することとなり別紙協定書を作成決せり。

協 定 書

日本農民組合 洋羽郡聯合會 對 洋羽郡農會の紛議に關し 吉井警察署長 小崎春江介在し協定すること左の如し

記

- 一、洋羽郡農會は日本農民組合 洋羽郡聯合會より推薦する菊竹東造を同農會特別議員選任の手續を本月 日迄に履行すること
 - 二、日本農民組合 洋羽郡聯合會は石菊竹東造の特別議員選任實現せは直ちに現在申合せ中の農會費不納の件を解除し直ちに農會費納入方の指令を發し其の麻施を爲すこと
 - 三、右實現の隙は兩者提携し農會の興隆に専念努力すること
- 右協定し左に署名捺印す

昭和十年六月一日

於 吉井警察署